

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金交付要綱</p> <p>第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 別表1(1)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業に関して、<u>病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は</u>、別表1(1)その他(5)に規定するとおり、県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。</p> <p>(12) 別表1(1)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業に関して、<u>病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は</u>、別表1(1)その他(6)に規定するとおり、G-MIS <u>への</u>入力を確実にすることにより入院受入状況等を正確に把握できるようにしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して3月を経過する日又は<u>令和6年3月31日</u>のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。<u>(ただし、別表1(1)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業に係る実績報告書の提出期限は、令和6年3月31日までとする。)</u></p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金交付要綱</p> <p>第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 別表1(1)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業<u>における病床確保</u>に関して、別表1(1)その他(5)に規定するとおり、県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。</p> <p>(12) 別表1(1)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業<u>における病床確保</u>に関して、別表1(1)その他(6)に規定するとおり、G-MIS <u>等により</u>、入力を確実にすることにより入院受入状況等を正確に把握できるようにしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して3月を経過する日又は<u>令和5年12月31日</u>のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

改正後		改正前	
別表1（第3条関係） （1）病床確保支援事業		別表1（第3条関係） （1）病床確保支援事業	
事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び消毒経費等を補助することにより必要な病床を確保する。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床が生じた医療機関（以下、「院内感染発生医療機関」とする。）に対して支援を行う。</u></p>	事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び消毒経費等を補助することにより必要な病床を確保する。</p>
補助事業者	略	補助事業者	略
基準額	<p>（1）病床確保料</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>5月8日から9月30日まで</u></p> <p>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表5のとおりとする。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。</p> <p><u>ウ 10月1日以降</u></p> <p><u>（ア）協定締結医療機関</u></p> <p><u>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表6のとおりとする。</u></p> <p><u>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。</u></p> <p><u>（イ）院内感染発生医療機関</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医療機関であって、G-MIS に入院受入状況等を確実に入力する医療機関の病床に係る1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表7のとおりとする。なお、補助対象期間は院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除とな</u></p>	基準額	<p>（1）病床確保料</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>5月8日以降</u></p> <p>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表5のとおりとする。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。</p>

改正後		改正前	
	<p><u>った日（上限）までの期間とする。</u></p> <p>(2) 消毒経費等 知事が必要と認めた額 <u>(ただし、令和5年9月30日までの経費に限る。)</u></p>		<p>(2) 消毒経費等 知事が必要と認めた額</p>
略		略	
補助対象期間	令和5年4月1日から <u>令和6年3月31日</u>	補助対象期間	令和5年4月1日から <u>令和5年9月30日</u>
適用除外項目	<u>第5条(10)(ただし、補助対象経費が病床確保料のみの場合に限る。)</u> 及び第7条	適用除外項目	第7条
その他	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握出来るように<u>すること</u>。</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 病床確保料は、医療機関が、県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入要請があれば即時に患者を受入可能とするために人員配置を含めた入院受入体制を整えた場合の補助となるため、一時的に看護師等が配置できず新型コロナウイルス感染症患者の入院受入ができない病床はその間、交付対象とならないことや、当該病床を確保するために休止している病床があれば、同様に交付対象とならないことに留意すること。</u></p> <p><u>(9) 院内感染発生医療機関については、院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関も本事業の対象となるが、当該医療機関は、院内感染収束後は積極的に外部から新</u></p>	その他	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握出来るように<u>し、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。</u></p> <p>(7) 略</p>

改正後		改正前	
	<p><u>型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を県へ提出すること。</u></p> <p><u>(10) 院内感染発生医療機関の病床確保料に係る事項については(1)、(2)、(3)及び(7)の限りではないことに留意すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>		<p><u>(8) 略</u></p>
(2)	略	(2)	略
(3)	感染症患者等入院医療機関設備整備事業	(3)	感染症患者等入院医療機関設備整備事業
	略		略
補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品)、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表8に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p>	補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品)、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表6に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p>
	略		略
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業	(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業
	略		略
補助対象経費	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターが対象設備を整備するために必要な需用費(消耗品)、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>	補助対象経費	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターが対象設備を整備するために必要な需用費(消耗品)、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>

改正後		改正前	
	(ウ) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) ※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表8に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。 (エ) ~ (カ) 略		(ウ) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) ※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表6に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。 (エ) ~ (カ) 略
略		略	
(5) 救急・周産期・小児医療体制確保補助事業 (設備整備等事業)		(5) 救急・周産期・小児医療体制確保補助事業 (設備整備等事業)	
事業概要	略	事業概要	略
補助事業者	疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関※保険医療機関に限る。 ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。	補助事業者 <u>5月7日まで</u> <u>疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関※保険医療機関に限る。</u> <u>ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。</u> <u>5月8日以降</u> 疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関※保険医療機関に限る。 ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。	
基準額	(ア) ~ (キ) 略  (ク) 略 (ケ) 略	基準額 (ア) ~ (キ) 略 <u>(ク) 消毒経費</u> <u>実費相当額</u> (ケ) 略 <u>(コ) 略</u>	
補助対象経費	救急・周産期・小児医療機関において行う院内感染防止対策に必要な需用費 (消耗品費、医薬材料費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。	補助対象経費	救急・周産期・小児医療機関において行う院内感染防止対策に必要な需用費 (消耗品費、医薬材料費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。

改正後		改正前	
	<p>・整備対象設備</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表8に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p><u>なお、補助対象となる個人防護具は補助対象期間に使用したものに限る。</u></p> <p>(ウ) ～ (キ) 略</p> <p>(ク) 略</p> <p>(ケ) 略</p> <p><u>※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに救急・周産期・小児医療体制確保補助事業（設備整備等事業）による補助を受けた医療機関は「(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</u></p>		<p>・整備対象設備</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表6に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(ウ) ～ (キ) 略</p> <p><u>(ク) 消毒経費</u></p> <p>(ケ) 略</p> <p>(コ) 略</p>
略		略	
補助対象期間	令和5年4月1日から <u>令和6年3月31日</u>	補助対象期間	令和5年4月1日から <u>令和5年9月30日</u>
	<p>※「<u>補助対象経費</u>」のうち「(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は、県内の在院者数がオミクロン株による感染拡大時のピークの3分の1を超えて段階が1となった時点から、3分の1を下回り段階が0となった時点までに限るものとする。</p>		
適用除外項目	略	適用除外項目	略
その他	※ <u>令和6年3月31日</u> までに新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療実績がない場合は、補助金額の返還	その他	※ <u>令和5年9月30日</u> までに新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療実績がない場合は、補助金額の返還

改正後		改正前	
	又は申請の取り下げを行うこと。 ※ 略		又は申請の取り下げを行うこと。 ※ 略
(6)	略	(6)	略
(7)	感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	(7)	感染症患者等入院医療機関等設備整備事業
	略		略
補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備 (ア)・(イ) 略 (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） ※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表8に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p> <p><u>※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに感染症患者等入院医療機関設備整備事業または感染症患者等入院医療機関等設備整備事業による補助を受けた医療機関は病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応へ移行するに伴い新規に必要となる設備及び「(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</u></p>	補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備 (ア)・(イ) 略 (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） ※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表6に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p>
	略		略
補助対象期間	<p>令和5年5月8日から<u>令和6年3月31日</u></p> <p>※「補助対象経費」のうち「(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は、県内の在院者数がオミ</p>	補助対象期間	令和5年5月8日から <u>令和5年9月30日</u>

改正後		改正前	
	<u>クロン株による感染拡大時のピークの3分の1を超えて段階が1となった時点から、3分の1を下回り段階が0となった時点までに限るものとする。</u>		
適用除外項目	略	適用除外項目	略
その他	<p>※ 略</p> <p>※<u>令和6年3月31日</u>までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績がない場合、また医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況及び受入可能病床数の入力を行わない場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。</p> <p>※ 略</p>	<p>※ 略</p> <p>※<u>令和5年9月30日</u>までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績がない場合、また医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況及び受入可能病床数の入力を行わない場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。</p> <p>※ 略</p>	
(8) 外来対応医療機関設備整備事業		(8) 外来対応医療機関設備整備事業	
略		略	
補助対象経費	<p>外来対応医療機関が対象設備を整備するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備  (ア)・(イ) 略  (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）  ※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表<u>8</u>に示したので、整備する際には参考にされたい。  また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)・(オ) 略</p> <p><u>※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに帰国者・接触者外来等設備整備事業または外来対応医療機関設備整備による補助を受けた医療機関は「(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</u></p>	補助対象経費	<p>外来対応医療機関が対象設備を整備するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備  (ア)・(イ) 略  (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）  ※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表<u>6</u>に示したので、整備する際には参考にされたい。  また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ)・(オ) 略</p>



改正後		改正前	
略		略	
補助対象期間	令和5年5月8日から <u>令和6年3月31日</u> ※「補助対象経費」のうち「(ウ) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は、県内の在院者数がオミクロン株による感染拡大時のピークの3分の1を超えて段階が1となった時点から、3分の1を下回り段階が0となった時点までに限るものとする。	補助対象期間	令和5年5月8日から <u>令和5年9月30日</u>
適用除外項目	略	適用除外項目	略
その他	※ <u>令和6年3月31日</u> までに新型コロナウイルス感染症患者の診療実績がない場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。 ※ 略	その他	※ <u>令和5年9月30日</u> までに新型コロナウイルス感染症患者の診療実績がない場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。 ※ 略
(9) 外来対応医療機関確保事業		(9) 外来対応医療機関確保事業	
略		略	
補助対象期間	令和5年3月10日から <u>令和6年3月31日</u>	補助対象期間	令和5年3月10日から <u>令和5年9月30日</u>
略		略	

改正後	改正前
別表2 (別表1 (4) 関係) ~別表5 (別表1 (1) 関係) 略	別表2 (別表1 (4) 関係) ~別表5 (別表1 (1) 関係) 略
<p><u>別表6 (別表1 (1) 関係)</u></p> <p><u>①特定機能病院等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働病床の病床確保料の上限額 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ICU 1床当たり 174,000円/日</u></li> <li><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></li> <li><u>上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日</u></li> </ul> </li> <li>・休止病床の病床確保料の上限額 (即応病床1床あたり1床まで (ICU・HCU病床 (重症者・中等症者病床) は2床まで)) <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ICU 1床当たり 174,000円/日</u></li> <li><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></li> <li><u>上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>②その他医療機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働病床の病床確保料の上限額 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ICU 1床当たり 121,000円/日</u></li> <li><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></li> <li><u>上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</u></li> </ul> </li> <li>・休止病床の病床確保料の上限額 (即応病床1床あたり1床まで (ICU・HCU病床 (重症者・中等症者病床) は2床まで)) <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ICU 1床当たり 121,000円/日</u></li> <li><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></li> <li><u>上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</u></li> </ul> </li> </ul>	

改正後	改正前																		
<p>別表7 (別表1 (1) 関係)</p> <p><u>1. 特定機能病院等</u></p> <p>① <u>院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料の上限額</u></p> <table border="0"> <tr> <td>ICU</td> <td>1床当たり</td> <td>174,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU</td> <td>1床当たり</td> <td>85,000円/日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の病床</td> <td>1床当たり</td> <td>30,000円/日</td> </tr> </table> <p>※ <u>ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000円/日</u></p> <p>② <u>院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額(①1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで))</u></p> <table border="0"> <tr> <td>ICU</td> <td>1床当たり</td> <td>174,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU</td> <td>1床当たり</td> <td>85,000円/日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の病床</td> <td>1床当たり</td> <td>30,000円/日</td> </tr> </table> <p>※ <u>ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000円/日</u></p> <p><u>2. その他医療機関</u></p> <p>① <u>院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある</u></p>	ICU	1床当たり	174,000円/日	HCU	1床当たり	85,000円/日	上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日	ICU	1床当たり	174,000円/日	HCU	1床当たり	85,000円/日	上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日	
ICU	1床当たり	174,000円/日																	
HCU	1床当たり	85,000円/日																	
上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日																	
ICU	1床当たり	174,000円/日																	
HCU	1床当たり	85,000円/日																	
上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日																	

改正後	改正前
<p><u>病床の病床確保料の上限額</u></p> <p><u>ICU 1床当たり 121,000円/日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></p> <p><u>上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</u></p> <p><u>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000円/日</u></p> <p><u>② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額(①1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで))</u></p> <p><u>ICU 1床当たり 121,000円/日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 85,000円/日</u></p> <p><u>上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</u></p> <p><u>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000円/日</u></p>	
<p>別表<u>8</u> (別表1 (3)、(4)、(5)、(7)、(8) 関係) 略</p>	<p>別表<u>6</u> (別表1 (3)、(4)、(5)、(7)、(8) 関係) 略</p>